

## 第16回 京都市食の安全安心推進審議会

### 1 開催日時

平成27年6月15日（月）10時から正午まで

### 2 開催場所

ホテル本能寺 西館5階 『雁（かりがね）』

### 3 出席者（敬称略）

委員11人，事務局8人

委員 家原 知子  
" 池本 周三  
" 栗山 圭子  
" 斎藤 紀子  
" 左中 樹太郎  
" 中川 恵美子  
" 西村 伸枝  
" 原 強  
" 三嶋 吉晴  
" 宮川 恒  
" 山岡 祥子

保健福祉局保健医療・介護担当局長	居内 学
" 医務監・保健所長	谷口 隆司
" 保健衛生推進室長	松田 一成
" 保健衛生推進室生活衛生担当部長	中谷 繁雄
" 保健医療課長	志摩 裕丈
" 保健医療課健康危機対策担当課長	中村 正樹
" 食品安全係長	日野 唯行
" 食品安全担当	田苗 祐二
"	小谷 晃史

### 4 次第

- (1) 開会
- (2) 京都市挨拶
- (3) 諮問  
次期「京都市食の安全安心推進計画」の策定について
- (4) 報告  
平成26年度京都市食品衛生監視指導結果（案）について
- (5) 閉会

### 5 会議録

#### (1) 次期「京都市食の安全安心推進計画」の策定について（諮問）

- 諮問書交付，諮問書（写）の配布
- 事務局から，次期「京都市食の安全安心推進計画」の策定に係る基本的な考え方について，資料1，資料2及び資料3を用いて説明し，以下のとおり御意見をいただいた。

## 【部会の設置について】

### ○会長

事務局からの説明の中で、集中的に審議を進めるため、「次期京都市食の安全安心推進計画策定検討部会」の設置について提案があった。効率的で妥当な提案であると考えますが、いかがが。

### ○一同

異議なし

### ○会長

それでは、今後検討部会を設置し、審議を進めて行く。

部会の部会長及び構成委員は、「委員及び臨時委員のうちから、会長が指名すること」と京都市食の安全安心条例施行規則で規定されている。

様々な立場から幅広く御意見をいただきたいと考えており、構成員は、学識経験者の立場から家原委員と山岡委員、食品等事業者の立場から左中委員、消費者の立場から西村（伸）委員と原委員、マスメディアの立場から栗山委員、それに私を含めた計7名で構成したいと考える。

また、部会長には、本審議会でも副会長を務めていただいている家原委員が適任であると考えますが、いかがが。

### ○一同

異議なし

### ○会長

それでは、部会長は家原委員にお願いします。

副部会長は、部会長が指名することとなるので、家原委員に指名していただく。

### ○委員

次期計画の策定では、リスクコミュニケーションの推進が重要な検討事項の一つとなると考えるので、山岡委員にお願いしたい。

### ○一同

異議なし

### ○会長

それでは、副部会長は山岡委員にお願いしますこととする。

## 【次期計画の策定について】

### ○会長

近年、食品の流通形態が複雑化しており、産地直送や地域活性化を図るための6次産業化の推進など、従来と異なる食の流通、販売形態があり、これまでの流通拠点だけの取組で良いのか疑問である。

### ●事務局

従来は、食品が市場を通過するのが主流であったが、産地直送などの新たな流通形態が生じていることは認識している。市場では流通食品の抜き取り検査を実施しているが、市場を通過しない場外流通食品についても抜き取り検査を実施し、食の安全安心の確保を図っている。

### ○委員

市場では流通食品の検査を十分に実施している。京都市にはしっかりとアピールしていただきたい。

### ○委員

いわゆる「有識者」でも、人によって発言内容が異なることがある。発信された情報が「誤った情報」か「正しい情報」かを、消費者が正しく判断することは難しい。

放射能の問題でも、周りの消費者の中には、いまだに不安を感じている人もいる。

行政だけでなく、生産者からも、食の安全安心に関する情報を提供していただける機会があれば、より消費者は安心すると考える。

#### ○委員

事業者が一番恐れるのは風評被害である。放射能の問題では、東北地方の事業者は自主検査を実施しており、行政による抜き取り検査も受けているので、消費者の方は安心して食品を購入していただきたい。

#### ○委員

いかに正しい情報を消費者に伝えていくのかが、次期推進計画の策定に当たって大きな課題であると考え。新聞やテレビ、インターネットなどから得られる情報と、食品の生産や製造を行う現場からの情報が、直接結びつかない状況にあることが問題であると感じる。

#### ○会長

学識者の立場からして、物事が「絶対に安心である。」「ゼロリスクである。」ということはいにくい。

他の危険な物事と比べ、相対的に「安全である。」とか、「安全でない。」などと発言する機会は多いが、情報発信の仕方によって、消費者が安全であるかどうかのとらえ方も異なってくる。次期計画では、この点にも考慮したい。

#### ○委員

最近の若者は、より速く、より多くの情報をピンポイントで得るため、新聞よりもSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を利用するケースが多い。

しかし、SNSは噂話程度の情報でもすぐに拡散し、どの情報が正しい情報であるかを正確に読み取ることが難しい。

正しい情報の発信も重要であるが、情報を受け取る消費者側も、正しい知識を得ていただけるよう教育する取組も必要ではないか。

#### ○委員

次期計画では、リスクコミュニケーションのあり方が重要なテーマであると考え。

食品安全委員会では、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」報告書をまとめているので、今後、審議を進めるにあたって活用してはどうか。

京都市の関係部局の取組の1つとして、「消費者市民社会の実現」に関するパンフレットを配布させていただいた。消費者行政部局においても、消費者の知識を高めていく、という消費者教育に力を入れているので、連携を図っていくべきである。

また、京都府でも食の安全安心に関する同様の計画を策定しており、本年度中に見直される予定である。京都府の計画の見直しの過程で、どのような審議が行われているのか、情報共有を図ってはいかがか。府の計画は生産段階、京都市は消費段階が主であり、若干目的が異なる部分もあるが、市と府の連携を図るよい機会である。

新たな食品表示の制度、特に「機能性食品制度」については、消費者団体として注目しているので、この点も視野に入れて審議を進めてはどうか。

観光旅行者の食の安全安心の確保については、条例でも謳っているが、海外からの旅行者の意見を計画に反映することは難しい。海外からの旅行者に対して、情報発信できる取組が図れればと考える。

#### ○会長

食品安全委員会のリスクコミュニケーションに関する資料や、京都府の計画に関する資料も、検討部会では事務局から資料として提供していただきたい。

次期計画の期間には、「東京オリンピック・パラリンピック」の開催が含まれるため、観光旅行者対策も次期計画の1つの目玉になると考える。

●事務局

いただいた意見を踏まえ、次期計画の策定を図っていききたい。

○会長

自主衛生管理にはコストもかかる。事業者としては、衛生管理などにコストをかけたくないと思うものなのか。

○委員

コストを削減するより、リスクの方が重要であり、自主衛生管理にある程度のコストは必要であると考ええる。

●事務局

昨年度は食品への異物混入事案の発生など、社会的に関心の高い事案が発生している。これらの問題に対応するため、事業者による自主衛生管理の推進を図っていききたい。

○委員

京都市は10人に1人が学生であるので、「学生のまち・京都」として、学生と協力を図りながら食の安全安心に関する取組を進めてはいかがか。例えば、SNS等による情報発信だけではなく、逆に学生から情報を得ることも期待できる。

○委員

平成26年度は、市場における違反が2件発生しているが、具体的にはどのような内容であったのか。

●事務局

第二市場で抜き取り検査を行った牛肝臓から、基準を超過する動物用医薬品が検出された事例等である。本事例では、牛の生産者を管轄する自治体に通報し、適切な動物用医薬品の使用について依頼した。

○委員

ファミレスなどでは、調理師などの資格を有する者以外の者が調理するケースがあるが、これは食品衛生法上問題ではないのか。

また、最近の消費者は、食の放射能に関する問題よりも、食品偽装や農薬の問題に関心が高いと思われる。

●事務局

ファミレスや飲食店では、店舗に食品衛生責任者を設置し、その責任者の指示のもと調理を行うことは問題ない。また、施設の衛生管理に関する苦情があれば、施設を管轄する保健センターが調査を実施し、食の安全安心確保を図っている。

○会長

次期計画は、5箇年計画でなければならないのか。

●事務局

現行計画が5箇年であり、次期計画も5箇年としてはどうかと提案させていただいたが、計画期間中であっても柔軟に見直しを図れるようにしていきたい。この点についても、検討部会において議論していただければと考える。

○会長

今後、検討部会の進捗状況については、適宜、検討部会委員以外の委員にも情報提供していただきたい。

●事務局

進捗状況については、適宜、情報提供させていただく。

## (2) 報告

「平成26年度京都市食品衛生監視指導結果(案)」について、資料4に基づき、事務局から説明し、以下のとおり御意見をいただいた。

### ○会長

本結果は、今後、どのように取り扱われるのか。

### ●事務局

御指摘を踏まえ、必要に応じて修正のうえ、本市ホームページにて公表する。

### ○委員

トピックスとして、年度中に突発的に発生した事案をとりまとめることは、見やすく賛成である。

P9の落花生のアレルギー表示違反事例中、「コンタミネーション」と表現されているが、日本語ではどのように表現するのが一般的か。

### ○会長

「混入」という表現の方が分かりやすいのではないか。

### ●事務局

御指摘のとおり修正させていただく。

### ○会長

P7の南アフリカ産オレンジの表示違反事案は基準値違反ではなく、防ばい剤が適切に表示できていなかったようだが、通常、オレンジには農薬を使用するし、表示も行われていないと思うが、どのような違反であるのか。

### ●事務局

食品添加物として、オレンジに防ばい剤を使用した場合は、流通する容器に表示を行わなければならない。本事案では、容器に表示が行われていなかったものである。

### ○委員

フグの一斉監視では衛生上問題はなかったのか。また、中央卸売市場でも監視は行っているのか。

### ●事務局

一斉監視の結果問題はなかった。中央卸売市場でも監視を行っている。

### ○家原委員

P17の「京・食の安全衛生管理認証制度」の説明において、「これまで2回にわたり、制度の見直しを行いました。」と記載があるので、年次推移を記載してはいかがか。

### ●事務局

検討させていただく。

### ○委員

リスクコミュニケーションの取組結果(P12)にある講習会とは、京都市が会場を用意して実施する講習会か。それとも出前学習会などの出張講習会も含むのか。

また、「開催回数及び参加者数はほぼ例年と同じでした。」と記載するだけでなく、どこで開催したのかという情報も記載された方が分かりやすい。

### ●事務局

出張講習会も含む。御指摘の箇所については、文言修正させていただく。

### ○会長

検査には費用もかかる。すべての食品を検査するのではなく、より効果的・効率的に検査を実施していただきたい。

(以上)